

寝屋川市告示第 451 号

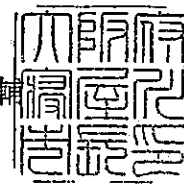
令和 8 年度から令和 11 年度までにおいて寝屋川市（上下水道局を含む。）
が発注する測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加
する者に必要な資格等について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条
の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度から令和 11 年度までにおいて寝屋川市
（上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する測量・建設コンサルタント等の委託
契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者
に必要な資格を次の第 1 のように定めた。

なお、測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参加することを希
望する者は、次の第 2 に定めるところにより、寝屋川市に入札参加資格審査（以
下「資格審査」という。）を申請し、第 3 第 1 項に定めるところにより入札参加資
格者として登録されなければならないこととする。

令和 7 年 9 月 8 日

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔



第 1 資格要件

寝屋川市が発注する測量・建設コンサルタント等の委託契約の競争入札に参
加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し必要な登録、免許、許可等を受けていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (4) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定
する者
- (5) 法人税（個人にあつては申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地

方消費税を滞納している者

(6) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、府税及びその附帯徴収金を滞納している者

(7) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、法人市民税（個人にあつては個人市・府民税）及び固定資産税を滞納している者

第2 申請の手続

1 申請に必要な書類

測量・建設コンサルタント等の資格審査を受けようとする者は、次の表に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、同様の内容と市長が認めるものについては、この限りでない。

	提出書類	複写	備考
ア	寝屋川市入札参加資格審査申請書		様式1
イ	委任状		様式2 権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること。
ウ	寝屋川市測量・建設コンサルタント等整理カード 業者情報入力内容		インターネットを利用した電子申請（業者登録受付システム）から印刷すること。
エ	誓約書		様式6
オ	測量・建設コンサルタント等総合数値算出表		様式21-2
カ	外字(使用不可文字)使用届		様式4 該当する場合に提出すること。
キ	(7) 寝屋川市電子入札パスワード登録申請書（測量・建設コンサルタント等用） (4) 委任状（電子入札用）		(7) 様式20 該当する場合に提出すること。 (4) 様式13 ICカードの名義人が社員等の名義の場合は提出すること。
ク	受領通知用はがき		受領証明が必要な場合のみ、官製はが

			きに返信先を明記すること。
ケ	(7) 法人の場合 商業登記簿謄本 (4) 個人の場合 住民票記載事項証明	可	
コ	印鑑証明書	可	実印を使用する場合に提出すること。
サ	納税証明書【国税】 (7) 法人の場合 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明（その3の3） (4) 個人の場合 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明（その3の2）	可	
シ	納税証明書【府税】 「府税」及び「その附帯徴収金」について未納がない証明	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
ス	納税証明書【市税】 (7) 法人の場合 法人市民税の直前2か年分の納税証明 (4) 個人の場合 個人市・府民税の直前2か年分の納税証明	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
セ	納税証明書【市税】 本店・支店・営業所等に係る固定資産税の直前2か年分の納税証明又は使用権限が分かる書類の写し	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
ソ	営業に関し必要な登録証明書等の写し		
タ	現況報告書の写し		
チ	財務諸表 (7) 法人の場合 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表 (4) 個人の場合 収支決算書の写し、又は申告書の写し	可	任意様式 ソの現況報告書がない場合に直前1か年の営業年度分を提出すること。
ツ	技術者経歴書（測量・建設コンサルタント等）	可	様式22 寝屋川市以外の様式でも可。 ソの現況報告書がない又は現況報告書に審査対象となる資格者が記載されていない場合に提出すること。
テ	I S O登録証の写し		取得している場合に提出すること。

ト	プライバシーマーク認定証の写し	取得している場合に提出すること。
---	-----------------	------------------

2 申請の方法

業者登録受付システムを利用して、資格審査を受けようとする者のコンピュータからインターネットを通じて申請した内容を印刷した書類を、申請に必要な書類に添付して合わせて原則郵送により申請する。

3 郵送先

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市総務部契約課（以下「契約担当課」という。）

4 受付期間

(1) 定期申請期間

令和7年10月1日から令和7年11月15日まで

(2) 臨時申請期間（令和8年度）

令和8年4月15日から令和8年4月28日まで（予定）

(3) 準定期申請期間（令和9年度）

令和8年10月1日から令和8年10月21日まで（予定）

(4) 準定期申請期間（令和10年度）

令和9年10月1日から令和9年10月21日まで（予定）

(5) 準定期申請期間（令和11年度）

令和10年10月2日から令和10年10月22日まで（予定）

※上記の期間に変更があるときは、その旨を寝屋川市ホームページに掲載する。

5 申請に必要な書類の配布

寝屋川市ホームページ内契約課掲示板(http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/somu/keiyaku/keiziban/index.html)（ペーID：410）に申請に必要な書類の様式を掲載することにより行う。

第3 入札参加資格者

1 入札参加資格者の登録

第2に定めるところにより申請に必要な書類の提出があったときは、この内容について資格審査を行い、第1の資格要件を満たすと認められる者について

は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱う。

(1) 定期申請期間

令和 8 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(2) 臨時申請期間（令和 8 年度）

令和 8 年 6 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(3) 準定期申請期間（令和 9 年度）

令和 9 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(4) 準定期申請期間（令和 10 年度）

令和 10 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(5) 準定期申請期間（令和 11 年度）

令和 11 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

2 結果の公表

資格審査の結果は、寝屋川市ホームページにて公表する。

3 入札参加資格の有効期間

登録された入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の登録日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

第 4 変更に関する届出

1 登録事項の変更

第 3 第 1 項の規定による入札参加資格者の登録の内容（次項に規定するものを除く。）に変更が生じた場合には、当該入札参加資格者は、直ちに入札参加資格審査申請書変更届にその事実を証明する書類を添えて、契約担当課に提出しなければならない。

なお、登録事項の変更日は、契約担当課が当該届出を受け付けた日とする。

2 登録業種の変更

第 3 第 1 項の規定による入札参加資格者のうち、登録業種の変更（追加を含む。）を希望する者は、次の各号に掲げる期間内に入札参加資格申請書（登録業種）変更届にその事実を証明する書類を添えて、契約担当課に提出しなければならない。

(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 14 日まで

- (2) 令和9年4月1日から令和9年4月14日まで
- (3) 令和10年4月3日から令和10年4月16日まで
- (4) 令和11年4月2日から令和11年4月15日まで

なお、登録業種の変更日は、第1号に規定する期間内に届出があった場合は令和8年5月1日、第2号に規定する期間内に届出があった場合は令和9年5月1日、第3号に規定する期間内に届出があった場合は令和10年5月1日、第4号に規定する期間内に届出があった場合は令和11年5月1日とする。

第5 入札参加資格の取消し

本市で各号に該当することを確認できた場合は、事前の告知なしに資格取消しを行う場合がある。

- (1) 入札参加資格審査申請又は申請に必要な書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 廃業した場合。
- (3) 第1の各号のいずれかに該当することとなった場合。

第6 問い合わせ先

寝屋川市総務部契約課

電話：072-825-2594（内線：2262）